○第 25―1144 号

1　調達内容

⑴　品目分類番号　24

⑵　購入等件名及び数量　レーザーマイクロダイセクションシステム　一式

⑶　調達件名の特質等　仕様書による。

⑷　履行期限　平成26年３月14日（金）

⑸　履行場所　独立行政法人理化学研究所（詳細は仕様書に定める。）

⑹　入札方法　落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の５に相当する金額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係わる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2　競争参加資格

⑴　競争入札に参加することができる者

①　予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。

②　予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

⑵　競争入札に参加するための要件

①　独立行政法人科学技術振興機構又は全省庁統一資格のうち以下の全てを満たす競争参加資格を取得している者

・資格の種類　物品の販売

・格付け　A、B、C又はD等級

・資格の有効年度　平成25・26・27年度

②　会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後に一般競争参加資格の再認定を受けていること。

③　当機構の取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

④　新たに当機構から競争参加資格を得ようとする者は、下記の申請期限までに下記の申請先に申請書類を提出すること。

⑤　下記の提案書提出期限までに提案書等を提出した者であること。

・提出期限　平成25年10月１日（火）17時00分

⑶　当機構の資格の申請期限及び申請先

・申請期限　平成25年10月１日（火）17時00分

・申請先　〒332―0012 埼玉県川口市本町四丁目１番８号　川口センタービル14階　独立行政法人科学技術振興機構　経理部契約室契約調整担当　ＴＥＬ048―226―5617

3　入札書提出場所等

⑴　入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び入札説明書の交付場所　〒102―0076 東京都千代田区五番町７　Ｋ’ｓ五番町７階　独立行政法人科学技術振興機構　経理部契約室（再生医療研究推進担当）担当　小林　啓一　ＴＥＬ03―5214―8446　ＦＡＸ050―3730―3442

⑵　入札説明書の交付方法　本公告日から下記ＵＲＬよりダウンロード可能。窓口交付の場合は上記３⑴の交付場所にて交付する。

ＵＲＬ：http://choutatsu.jst.go.jp/

⑶　入札書の受領期限　平成25年10月29日（火）16時30分（ただし、郵送による入札書の受領期限は、平成25年10月25日（金）17時00分）

⑷　開札の日時及び場所　平成25年10月29日（火）16時30分　〒102―0076 東京都千代田区五番町７　Ｋ’ｓ五番町　独立行政法人科学技術振興機構４階入札室１

⑸　入札説明会の日時及び場所　平成25年８月27日（火）14時30分　〒102―0076 東京都千代田区五番町７　Ｋ’ｓ五番町　独立行政法人科学技術振興機構２階会議室Ｅ（入札説明会への参加を希望する者は平成25年８月23日（金）17時00分までに上記３⑴あてにＦＡＸで連絡をすること。

4　その他

⑴　契約手続において使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨に限る。

⑵　入札保証金及び契約保証金　免除

⑶　入札執行回数　５回を限度とする。

⑷　入札者に要求される事項　入札に参加しようとする者は、入札説明書に示す仕様書等に基づき提案書等を作成し、２⑵⑤の提出期限までに提出しなければならない。提案書は当機構において審査し、採用し得ると判断した提案書を提出した者のみ入札に参加できるものとする。なお、提案書について説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

⑸　入札の無効　本公告に示した競争参加資格のない者の入札及び入札に関する条件に違反した入札。

⑹　契約書作成の要否　要

⑺　落札者の決定方法　当機構が作成した予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

⑻　その他詳細は入札説明書による。

5　Summary

⑴　Contracting Entity : Yukihiro Sugaya Director of the Department of Financial Affairs Japan Science and Technology Agency

⑵　Classification of the products to be procured : 24

⑶　Nature and quantity of the products to be purchased : Laser Microdissection System ; 1 set

⑷　Implementation period : 14 March, 2014

⑸　Implementation place : described in the specification

⑹　Qualifications for participating in the tendering procedures : Tenderers shall be those who ①not come under Article 70 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting. Furthermore, minors, Person under Conservatorship or Person under Assistance that obtained the consent necessary for concluding a contract may be applicable under cases of special reasons within the said clause. ②not come under Article 71 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting. ③have the Grade A, B, C or D qualified for participating in tenders for the “sales of product” Japan Science and Technology Agency (JST), or in tenders by Single qualification for every ministry and agency in the fiscal year, 2013, 2014 and 2015. ④not be currently under suspension of nomination by JST

⑺　Obligations of tenders : ①The tenders must prepare written proposals based on the specifications shown in the letter of explanations and submit by 5 : 00 PM 1 October, 2013 ②The tenders must respond to the relevant questions made by the officer in charge of contracts ; and ③JST shall conduct inspections of the said proposals.

⑻　Time limit of tender : 4 : 30 PM 29 October, 2013 (tenders submitted by mail 5 : 00 PM 25 October, 2013)

⑼　Contact point for the notice : Keiichi Kobayashi, Department of Regenerative Medicine, JST, K’s Gobancho, 7 Gobancho, Chiyoda-ku, Tokyo 102―0076 Japan TEL 03―5214―8446

○第 25―1145 号

1　調達内容

⑴　品目分類番号　24

⑵　購入等件名及び数量
超音波診断装置　一式

⑶　調達件名の特質等　仕様書による。

⑷　履行期限　平成26年１月10日（金）

⑸　履行場所　国立大学法人京都大学（詳細は仕様書に定める。）

⑹　入札方法　落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の５に相当する金額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係わる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2　競争参加資格

⑴　競争入札に参加することができる者

①　予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。

②　予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。